

平成 26 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成26年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成26年3月17日（月） 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 山 元 行 博 君
委員長職務代理者 大 橋 亜 由 美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 高 野 敦 子 君
委員（教育長） 具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 大 橋 修 二 君
子ども未来創造局
子育て政策統括監 木 村 均 君
生涯学習部長 浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局次長
（子ども未来創造政策・教職員担当）
兼教職員課長 北 村 清 君
子ども未来創造局次長
（施設管理担当）
兼生涯学習部副理事 道 上 康 秀 君
子ども未来創造局次長
（学校教育・教育施策推進
・教育センター担当）
兼副理事（人権教育担当） 主 原 照 昌 君
子ども未来創造局副理事
兼教育センター所長 松 山 尚 文 君
子ども未来創造局次長
（青少年育成・幼児育成担当）
兼専任参事（子ども・子育て支援新制度担当） 渡 辺 泰 敏 君
子ども未来創造局次長
（子育て支援・子ども家庭相談担当）
兼子育て支援課長
兼広域子育て支援課長 細 川 美 智 代 君

子ども未来創造局次長 (人権教育担当)	半 沢 芳 寛 君
子ども未来創造政策課長	井 口 直 子 君
施 設 管 理 課 長	山 口 朗 君
学 校 教 育 課 長	葦 澤 宣 雄 君
子ども未来創造局専任参事 (教育施策推進担当)	石 橋 充 久 君
兼 学 校 教 育 課 参 事	
人 権 教 育 課 長	野 本 淳 子 君
教 育 セ ン タ ー 参 事	六 車 徹 君
学 校 教 育 課 参 事	射 場 功 君
青 少 年 育 成 課 長	一 階 世志明 君
幼 児 育 成 課 長	
兼 広 域 幼 児 育 成 課 長	今 中 美 穂 君
幼 児 育 成 課 参 事	
兼 広 域 幼 児 育 成 課 参 事	堤 下 利 美 君
子 ども 家 庭 相 談 課 長	菅 原 かおり 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 一 郎 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (文化財保護担当)	岩 永 幸 博 君
兼 郷 土 資 料 館 長	
文 化 ス ポ ー ツ 課 長	前 田 一 成 君
中 央 図 書 館 長	大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

子ども未来創造政策課主査	松 野 真 里 君
子ども未来創造政策課	小 西 由 起 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立小・中学校における「箕面市いじめ防止基本方針」策定の件
- 日程第 3 箕面市学校防災指針改訂の件
- 日程第 4 箕面市青少年健全育成推進基金条例廃止要請の件
- 日程第 5 箕面市青少年健全育成推進基金条例施行規則廃止の件
- 日程第 6 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市社会教育委員に関する条例改正要請の件
- 日程第 8 箕面市社会教育委員会議規則改正の件
- 日程第 9 箕面市立公民館条例等改正要請の件
- 日程第 10 箕面市立生涯学習センター条例改正要請の件
- 日程第 11 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 12 箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 13 箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則改正の件
- 日程第 14 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市保育所設置認可等要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 18 箕面市民間保育所に係る施設の整備費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市日本語指導支援事業実施要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件
- 日程第 21 平成26年度（2014年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 22 平成26年度（2014年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件
- 日程第 23 平成26年度（2014年度）箕面市病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 24 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 25 平成26年度（2014年度）箕面市総合保健福祉センター言語指導員委嘱の件

- 日程第 26 平成26年度（2014年度）箕面市早期療育内科医委嘱の件
- 日程第 27 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 28 箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件
- 日程第 29 箕面市立図書館管理運営規則改正の件
- 日程第 30 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件
- 日程第 31 箕面市立公民館条例施行規則改正の件
- 日程第 32 市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 33 箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第13号）の件
- 日程第 34 箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第15号）の件
- 日程第 35 箕面市教育委員会所管に係る平成26年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 36 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 37 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 38 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 39 教育長報告

（午後2時30分開会）

- 委員長（山元行博君）：ただ今から、平成26年第3回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。
（事務局報告）
- 委員長（山元行博君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。
- 委員長（山元行博君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において中委員を指定します。
- 委員長（山元行博君）：次に、日程第2、議案第5号「箕面市立小・中学校における「箕面市いじめ防止基本方針」策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育施策推進担当専任参事に求めます。
- 子ども未来創造局教育施策推進担当専任参事：本件は、「いじめ防止対策推進

法」(平成25年法律第71号)第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針となる「箕面市いじめ防止基本方針」を策定するため、提案するものです。

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長職務代理者(大橋亜由美君) : これまで委員会の中でいじめ防止の基本方針について何度か議論を重ねたと思うのですが、それがどのような形で反映されたのでしょうか。

○子ども未来創造局教育施策推進担当専任参事 : まず1点目でございますが、市において「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」、これは弁護士、臨床心理士、学識経験者、専門的知識及び経験を有する第三者からなる対策チームを設置することとしております。この「箕面市いじめ等学校問題対策チーム」は、発生したいじめの対応について教育委員会や学校に対する指導助言や、自ら調査を行う必要がある事案に対して調査にあたるということを役割といたしております。

さらに、2点目として、市は相談窓口の周知を図るということとしております。これは4頁の3の(3)に記載しております。市においては子どもたちのため、「箕面市いじめ体罰ホットライン」を4月から開設することとしております。学校においても、複数の相談窓口を明確にしていくこと。これは7頁のウに記載しておりますが、いじめの組織的な取組を推進するために「いじめ対応チーム」を設置することとしております。この「いじめ対応チーム」の役割や配置については、当然のこととして児童・生徒、保護者へ周知していくということとしております。以上でございます。

○教育長(具田利男君) : 学校の方の動きを教えてください。

○子ども未来創造局教育施策推進担当専任参事 : 国の方で「いじめ防止対策推進法」の第13条に、学校は「いじめ防止基本方針」を策定すると定められております。今回の「箕面市いじめ防止基本方針」を基に、各学校においては早急に「学校いじめ防止基本方針」を策定する予定です。各学校において、いじめが起きてからの「いじめ対応マニュアル」といった内容のものは既にすべての学校にございます。これは、大阪府教育委員会が平成19年に策定いたしました「いじめ対応プログラム」に沿って各学校において検討され策定されてきたものでございます。しかし、いじめが起きてからの対応だけではなくて、早期発見、未然防止の観点が重要ですので、学校の方はそういった観点も含めて「学校いじめ防止基本方針」を策定することとしております。これにつきましては、今年度末、この「箕面市いじめ防止基本方針」を基に、今年度末から来年度初めにかけて早期に策定するように規定をしております。以上でございます。

- 教育長（具田利男君）：もう1点だけ。ステップアップ調査やアンケートなどで実際どれぐらいの数字、いじめを受けたことがあるという数字が出ているとか、手持ちのデータがあれば教えて頂きたい。
- 子ども未来創造局教育施策推進担当専任参事：昨年10月に実施いたしました「いじめ実態把握アンケート」についてなんですが、その結果、今年度になってからいじめられた経験があるという風に答えた児童・生徒は1,909人。1,900人ちょっとという人数になっております。これは、箕面市の全児童・生徒の5人に1人がそのように答えているというような結果になっております。ちなみに、昨年度同時期に実施した時には4人に1人という割合でしたので、幾分改善されたというように考えております。以上でございます。
- 教育長（具田利男君）：改善はされているにしても1,900人がいじめられたことがあるという表現には変わらないので、この基本方針、学校いじめ防止基本方針を基に、いじめの根絶に向けて動いていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。
- 委員長職務代理者（大橋亜由美君）：いじめの未然防止に力をいれていることなので、これからより具体的ないろいろなプログラムを考えていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。
- 委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、議案第5号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（山元行博君）：次に、日程第3、議案第6号「箕面市学校防災指針改訂の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。
- 子ども未来創造局子ども未来創造政策課長：本件は、平成24年度に策定した箕面市学校防災指針及び箕面市学校防災マニュアルについて、策定後における各学校の防災訓練等の取組状況を踏まえた時点修正を行うにあたり、平成25年8月気象庁が運用を開始した特別警報を風水害時の休校基準として追加したことを同指針に反映させるため、箕面市学校防災指針の改訂を提案するものです。
- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（中享子君）：保護者のかたからの声ですけれども、近隣都市では大雨警報でも学校が休校になるのですよね。箕面市では大雨警報ではないのですよね。何故ないのかというのを説明して頂きたいです。
- 子ども未来創造局子ども未来創造政策課長：大雨警報を追加するかどうかと

いうとこの間に少し検討をさせて頂いているのですけれども、近隣というのは豊中市、池田市で、全小・中学校を対象として大雨警報が休校の基準となっています。そちらの二市では、猪名川でありますとか神崎川などの流域であるということで、休校基準として全小・中学校一律に大雨警報を追加しているという状況となっています。箕面市の場合は、全小・中学校一律ではなく、基本、その地域性をみて余野川流域のとどろみの森学園、あるいは土砂災害警戒地域内にある萱野北小学校と、学校ごとに休校基準を分けているということと、あともう1つは箕面市の排水・下水の処理能力なのですけれども、概ね大雨警報の基準は40ミリ程度で、50ミリの警報レベルを耐えうるという基準にするようにという計画になっていることや、あと危険箇所点検等で柵のない側溝等かなりいろいろ地域の皆さんのご協力を得て見回っておりますので、個別の危険な箇所については順次改善していくという対策もとっておりますので大雨警報については休校しないという対応になっております。以上です。

○委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、議案第6号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第4、報告第5号「箕面市青少年健全育成推進基金条例廃止要請の件」、日程第5、議案第7号「箕面市青少年健全育成推進基金条例施行規則廃止の件」及び日程第6、議案第8号「箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成課長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成課長：まず報告第5号について、本件は、箕面市青少年健全育成推進基金の廃止に伴い、箕面市青少年健全育成推進基金条例の廃止を箕面市長に要請する必要性が生じましたが、委員長において教育委員会を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。次に議案第7号についてご説明いたします。本件は、先程箕面市青少年健全育成推進基金条例の廃止に伴い、同条例の施行規則を廃止する必要があるため、提案するものです。次に議案第8号についてご説明いたします。本件は、箕面市青少年健全育成推進基金条例及び同条例施行規則廃止に

に伴い、新たに激励金等の交付に関し要綱で定める必要があるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（具田利男君）：説明であったとおりなのですが、7頁にありますように定額運用基金の再編をすることで、いくつかの基金が廃止されます。これの一つで青少年健全育成推進基金が廃止されるのですが、これまでこの基金でやっておりました顕彰制度や奨励金制度は別途要綱を設けて同じように引き継いでいきますので、御理解頂きますようお願いいたします。

○委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、報告第5号、議案第7号及び議案第8号を採決いたします。報告第5号を報告どおり承認し、議案第7号及び議案第8号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告どおり承認され、議案第7号及び議案第8号は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第7、報告第6号「箕面市社会教育委員に関する条例改正要請の件」及び日程第8、議案第9号「箕面市社会教育委員会議規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

○生涯学習部生涯学習課長：まず報告第6号について、本件は、社会教育委員の構成につきましては従来社会教育法で定められておりましたけれども、同法の改正によりまして当該公共団体の条例で定めなければならないことになりました。それに伴い、箕面市社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、箕面市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。引き続きまして、議案第9号について、本件は箕面市社会教育委員に関する条例の一部を改正することに伴いまして、関係規定を整備する必要が生じましたので、箕面市社会教育会議規則の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第6号及び議案第9号を採

決いたします。報告第6号を報告どおり承認し、議案第9号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、報告第6号は報告どおり承認され、議案第9号は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第9、報告第7号「箕面市立公民館条例等改正要請の件」及び日程第10、報告第8号「箕面市立生涯学習センター条例改正要請の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

○生涯学習部生涯学習課長：本件につきましてはいずれも消費税法の改正によりまして、施設の使用又は利用に関わる使用料について消費税相当額を改定するため、箕面市立公民館条例、箕面市立図書館条例、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例及び生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第7号及び報告第8号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第11、議案第10号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長：本件は、幼稚園就園奨励費補助金の国制度が改正され、幼稚園就園奨励費補助金の補助対象が拡大されることに伴い市の保育料減免の対象となる区分を拡大するため、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第10号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第12、議案第11号「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長：本件は、幼稚園就園奨励費補助金の国制度が改正されたことに伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金の額を改正するとともに、市の独自施策である私立幼稚園児保護者補助金を廃止し、同じく市の独自施策である子育て応援幼稚園保護者補助金に移行するため、箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例施行規則の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）：今回、国の制度が変わったということで補助金の額が少し増えているところがあるというのは感じられますが、園児2人目あるいは園児3人目というところの所得制限を撤廃したことによって、市からの保護者に対して減免や援助の額によってほかのところとかわっているのは、この改正があることによって増えるのでしょうか、減るのでしょうか、教えてください。

○子ども未来創造局幼児育成課長：今回の改正につきましては、現に保育所保育料の方が所得に関係なく第1子が全額負担して頂いて、第2子は半額、第3子以降は無料となっていることについて、幼稚園の保護者についてのお子さんについてもこれと同様の措置にするというもとにこの改正が行われました。このことにつきまして、国の就園奨励費の方は所得に関係なく園児2人目以降につきましては補助金は交付されることになるのですが、箕面市としましては平成23年度から市独自の子育て応援幼稚園制度ということで所得に関わらず年間15万6千円、月額にして1万3千円の交付を既にさせて頂いており、国がこのたび改正をしてきた額を超える補助金を既に交付しておりますので、交付者へ交付する補助金の額としては変わらないということになります。以上です。

○委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、議案第11号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第13、議案第12号「箕面市交通遺児

奨学基金条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育課長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育課長： 本件について、今回の改正は、申請手続きの簡素化及び申請者の経済的負担の軽減を図り、交通遺児の教育の機会均等により一層資する制度とすることを狙いとしております。具体的には、申請手続きの簡素化については、本市に住民登録があるかたの場合は職員が住民基本台帳を確認することに同意を頂くことで住民票の提出を不要とすること、また、継続申請のかたの場合は、申請書の記入箇所を必要最小限とすることとし、これらの変更に伴う様式の改定を行うものです。次に、申請者の経済的負担の軽減については、これまでは奨学金給与の時期を前期と後期の2分割とし、申請の時期や停止要件に該当した時期に応じて半期ごとに給与をしておりましたが、これを年度を通じて一括の全額給与とするものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第12号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第14、議案第13号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育課長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育課長： 本件において、就学援助はその世帯の総所得金額が生活保護法に規定されている生活扶助基準額等の合計に一定の乗数をかけて得た認定額に満たない児童・生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などの援助を実施しているものです。このたび生活保護法の改正により、平成26年4月に基準額が引き下げられることとなりましたが、今回の要綱改正は平成26年度の就学援助の認定額算出に使用する基準額については引き下げを行わず、平成25年度当初の基準額を引き続き適用することで援助を必要としている児童・生徒の保護者への影響を1年間猶予し、十分な周知期間を確保しようとするものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第13号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第15、議案第14号「箕面市保育所設

置認可等要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は民間保育所の設置認可に先駆け実施する事前協議に関する手続きを明確にするため、箕面市保育所設置認可等要綱の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第14号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第16、議案第15号「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は箕面市民間保育所運営費等補助金の項目のうち、乳児保育対策補助金を廃止するため、箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第15号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第17、議案第16号「箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は、賃貸物件による民間保育所の整備に要する費用に対し、必要な補助を実施するため、箕面市賃貸物件による民間保育所整備費補助金交付要綱の制定を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第18、議案第17号「箕面市民間保育所に係る施設の整備費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の

朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は民間保育所に係る施設の整備に要する費用に対して交付する補助金について、補助対象に大規模修繕による施設の整備に要する費用に対する補助金を追加するとともに、当該大規模修繕が平成26年度に竣工されることに伴い本要綱の失効日を延長するため、箕面市民間保育所に係る施設の整備費補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第17号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第19、議案第18号「箕面市日本語指導支援事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局人権教育課長に求めます。

○子ども未来創造局人権教育課長： 本件は日本語指導の実施期間等を改め謝金の額を新たに規定し併せて関係規定を整備するため、箕面市日本語指導支援事業実施要綱の一部改正を提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（具田利男君）： 今の実態だけちょっと教えて頂けますか。何名ぐらい年間使われているのでしょうか。

○子ども未来創造局人権教育課長： 本年度につきましては、日本語指導の実施を利用される児童・生徒につきましては9名、それと保護者の通訳を利用されるかたは14名となっております。以上です。

○委員長（山元行博君）： 他にございませんか。ないようですので、議案第18号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第20、議案第19号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対する諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員担当次長に求めます。

○子ども未来創造局教職員担当次長： 本件は箕面市立学校教諭の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対し諮問を行う必要が生じたのでご提案させていただきます。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第19号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第21、議案第20号「平成26年度（2014年度）箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育課長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育課長： 本件は、箕面市立幼稚園及び小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第20号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第22、議案第21号「平成26年度（2014年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件」、日程第23、議案第22号「平成26年度（2014年度）箕面市病後児保育相談医委嘱の件」、及び日程第24、議案第23号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児育成課長に求めます。

○子ども未来創造局幼児育成課長： 本件は、箕面市立保育所嘱託医、病後児保育相談医及び箕面市児童福祉施設会計指導員の任期満了に伴い、引き続き委嘱する必要があるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第21号、議案第22号及び議案第23号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第25、議案第24号「平成26年度（2014年度）箕面市総合保健福祉センター言語指導員委嘱の件」及び日程第26、議案第25号「平成26年度（2014年度）箕面市早期療育内科医委嘱の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援担当次長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援担当次長：本件は、箕面市教育委員会訓令に基づき実施している難聴児教室の言語指導員及び早期療育内科医の任期満了に伴い、引き続き委嘱する必要があるため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第24号及び議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第27、報告第9号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」、日程第28、報告第10号「箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件」、日程第29、報告第11号「箕面市立図書館管理運営規則改正の件」、日程第30、報告第12号「箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件」、日程第31、報告第13号「箕面市立公民館条例施行規則改正の件」及び日程第32、報告第14号「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例施行規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

○生涯学習部生涯学習課長：本件は箕面市公共施設予約システムの変更に伴い関係規定を整備するため、各規則の一部を改正する必要性が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）：この新しい公共施設の利用システムの変更に伴って、

今まで例えば団体でしか予約利用ができなかったものが個人できるようになったということで、実際、私の周りでも市のそういう施設を貸して頂けて、その部屋に皆で集まって何かができるらしいよというように、すごく皆に情報が段々広まっているなど感じています。その中で、今までの団体でしか利用できなくて、予約が1つの施設でしかできなくて、という情報と、新しくすごく便利に17施設で共通して相互に予約ができるようになったという情報とが今はまだ少し入り乱れているなどという風を感じていますので、新しく今後スタートするにあたって、もみじだよりでも以前新しくなりますという情報を見たのですが、その1回だけではなくて、広く市民の皆様にご利用して頂けるようにどんどん今後も継続して情報の提供をよろしくお願いします。

- 委員長（山元行博君）：他にございませんか。ないようですので、報告第9号、報告第10号、報告第11号、報告第12号、報告第13号及び報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第33、報告第15号「箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第13号）の件」及び、日程第34、議案第26号「箕面市教育委員会所管に係る平成25年度箕面市一般会計補正予算（第15号）の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

- 子ども未来創造局子ども未来創造政策課長：報告第15号については、箕面市教育委員会所管に係る各種事務事業経費について見直した結果、平成25年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。次に、議案第26号は、先の補正第13号について市長に要請した後の事情の変更に伴い、改めて平成25年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたので、提案するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第15号及び議案第26号を採決いたします。報告第15号を報告どおり承認し、議案第26号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、報告第15号は報告どおり承認され、議案第26号は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第35、報告第16号「箕面市教育委員会所管に係る平成26年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長： 本件は、平成26年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するに当たり、平成26年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第16号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第36、議案第27号「箕面市教育委員会人事発令の件」及び日程第37、報告第17号「箕面市教育委員会人事発令の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長： 議案第27号は、秋田県の学力向上に向けた実践的な取組を学び、幅広い知識や指導技術を習得するため、来年度1年間、秋田県教育委員会に派遣する教員を公募し、派遣者の選考が完了したため、4月1日付けをもって箕面市教育委員会の指導員に任命し、秋田県教育委員会への派遣を命ずる旨の発令を行うものです。次に、報告第17号は、人事異動等に伴い発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただきましたので、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第27号及び報告第17号を採決いたします。議案第27号を原案どおり可決し、報告第17号を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決され、報告第17号は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第38、報告第18号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子ども未来創造政策課長に求めます。

○子ども未来創造局子ども未来創造政策課長：本件は、去る2月10日に開催された平成26年第2回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第18号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第39「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告を求めます。

○教育長（具田利男君）：教育委員さんの動きについては、学習会や萱野小の公開授業にご参加を頂きました。PTAの役員さんと連Pの役員さんとの意見交換を22日に、それから文教常任委員会の委員さんとの2回目の懇談を24日に行いました。PTAの役員さんに関しては広く意見を頂いて、連Pですので今度は単Pの役員さんともお話をしたいなという話でした。私の方の動きですが、1月27日から2月4日まで国際友好都市提携を結んでいますメキシコのクエルナバカ市へ行ってきました。市長さんと議長さんとそれからメキシコ友の会の皆さんと一緒にってきました。ここにありますように、いくつかの式典というか歓迎を頂いたというところです。メキシコ側に「箕面クラブ」という箕面との交流する市民の団体がありまして、そこと「メキシコ友の会」が市民レベルの交流を盛んにされているということが一番の大事なところかなという風を感じてまいりました。次ですが、豊能地区の教職員人事協議会が24日にありまして、これは平成27年4月の採用の教員、教職員について初め

て大阪府から独立して豊能地区で採用選考を行うという手続きに入りますのでその内容について一定審議をさせて頂いています。それから校長のヒアリングということで、評価育成システムの目標達成面談ということで校長先生1人ずつ全員と、この4日間でそれぞれの学校運営・学校経営にかかる目標達成の確認であったり課題の共有であったりということをして4日間でやりました。それから、ちょうど今、平成26年の第1回の市議会の定例会の開催中で、3月6日、7日と代表質問がありました。今後26日、27日に一般質問・採決を予定しています。また、2月15日の土曜日に青少年健全育成市民大会がございまして、もみじ顕彰10件、ささゆり褒章43件の表彰をさせて頂きました。以上です。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、次に、4月以降の委員長職務代理者につきまして、協議したいと思えます。委員長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により委員会が指名することとなっております。つきましては、丹澤委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： ご異議がありませんので、委員長職務代理者には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、丹澤委員にお願いいたします。

○委員長（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。

○委員長（山元行博君）： 各委員さんから教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば申出を受けますがいかがですか。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案23件、報告14件は、全て議了いたしました。

○委員長（山元行博君）： これをもちまして、平成26年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後4時閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

高野敦子